

郡山市シンボルマーク使用に関する要綱

平成8年8月1日制定

平成14年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[文化スポーツ観光部観光政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市シンボルマークの使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「郡山市シンボルマーク」とは、郡山市シンボルマーク管理マニュアル（平成8年3月29日制定）において規定されたものをいう。

(使用承認申請)

第3条 郡山市シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、市の要請に基づきこれを使用する場合は、この限りではない。

(使用承認)

第4条 市長は、郡山市シンボルマークの使用を承認したときは、郡山市シンボルマーク使用承認書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に際し、条件を付することができる。

(使用承認の基準等)

第5条 郡山市シンボルマークは、次に掲げる事業等に使用する場合に使用を承認することができる。

- (1) 市（市の機関を含む。）が共催、後援又は協賛する事業
- (2) 郡山市のイメージづくり推進に関する活動の一環として行う事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を適当と認める事業等

2 次の各号のいずれかに該当するときは、郡山市シンボルマークの使用を承認することができない。

- (1) 郡山市の良好なイメージづくりの妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがあるとき。

(3) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するおそれがあるとき。

(使用方法)

第6条 第4条の規定により承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、郡山市シンボルマークの使用に当たっては、郡山市シンボルマーク管理マニュアルに基づき使用しなければならない。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項の規定による条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。

2 市長は、郡山市シンボルマークの使用承認を取り消すときは、使用承認取消書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(庶務)

第9条 郡山市シンボルマーク使用に関する庶務は、文化スポーツ観光部観光政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

郡山市シンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 住 所

氏 名

（団体にあつては事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり郡山市シンボルマークを使用したいので申請します。

記

1 使用目的

2 使用方法（簡単な仕様書及び図面を添付すること。）

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

郡山市シンボルマーク使用承認書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のありました郡山市シンボルマークの使用について、承認します。

郡山市シンボルマーク使用承認取消書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで承認した郡山市シンボルマークの使用については、下記の理由により取り消します。

記

使用承認取消理由